

広島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十九号

広島県議会委員会条例の一部を改正する条例

広島県議会委員会条例（昭和三十四年広島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十一条（略）</p> <p>（委員会の開催方法の特例）</p> <p>第十一条の二 委員長は、重大な感染症のまん延又は大規模な災害の発生等により、委員が委員会の招集場所へ参集することが困難であると認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議を開催することができる。</p> <p>2 前項の場合において、委員は、会議にオンラインによる参加を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p>3 委員が前項の許可を得て委員会に参加したときは、当該委員は当該委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>4 オンラインを活用した会議の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>第十一条（略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。